

品川区整備地域不燃化加速専門家派遣支援要綱

制定 令和6年2月29日区長決定 要綱第34号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区整備地域不燃化加速事業制度要綱（令和6年2月29日区長決定要綱第33号。以下「不燃化加速制度要綱」という。）第2条第3号に基づき、地域の防災性および住環境の向上に資する建替え等を行う者に対して区が専門家派遣支援を行うにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、不燃化加速制度要綱、東京都防災密集地域総合整備事業制度要綱（平成18年3月31日決定17都市整防第809号。）東京都防災密集地域総合整備事業補助金交付要綱（平成18年3月31日決定17都市整防第809号。）および東京都整備地域不燃化加速事業補助金交付要綱（令和5年3月17日決定4都市整防第821号。）の例による。

(派遣対象者)

第3条 この要綱におけるまちづくり専門家の派遣を受けることができる者（以下「派遣対象者」という。）は、不燃化加速制度要綱第2条第2号に定める品川区不燃化加速地区内において、不燃化加速制度要綱第2条第8号に定める「延焼防止上危険な老朽建築物」（ただし、都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）に定める都市計画決定のなされた市街地開発事業の施行区域にかかる建築物を除く。）の所有権を有する個人またはその建築物が存する土地の所有権を有する個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は地域の防災性向上のために特に必要と認める者を派遣対象者とすることができる。

(支援内容)

第4条 不燃化に伴う権利者の移転や建替え等に関して必要な提案、指導、助言等を行うため、弁護士、司法書士等のまちづくり専門家を派遣対象者に派遣する。

(派遣内容の限度)

第5条 まちづくり専門家の派遣回数はいっぺん派遣対象者につき、当該年度5回を限度とする。

2 前項の規定は、区長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

3 まちづくり専門家の派遣は1回の申請につき、1業種のまちづくり専門家に限るものとする。

(まちづくり専門家の派遣申請)

第6条 まちづくり専門家の派遣を希望する派遣対象者は、その都度品川区整備地域不燃化加速まちづくり専門家派遣申請書（第1号様式）により区長に申請しなければならない。

(まちづくり専門家の派遣決定および通知)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、派遣対象になることを決定した場合は、品川区整備地域不燃化加速まちづくり専門家派遣対象確認通知書（第2号様式）により、派遣対象にならないことを決定した場合は、品川区整備地域不燃化加速まちづくり専門家派遣対象にならない旨の通知書（第3号様式）により、申請者に通知する。

(まちづくり専門家の選任・業務依頼および業務受諾)

第8条 区長は、前条により派遣を決定した場合は、業務内容に適合したまちづくり専門家を選任し、品川区整備地域不燃化加速まちづくり専門家業務依頼書(第4号様式)により業務を依頼する。

2 前項により業務を依頼されたまちづくり専門家は、当該業務を受諾するにあたっては、品川区整備地域不燃化加速まちづくり専門家派遣業務受諾書(第5号様式)を区長に提出するものとする。

(業務実績報告)

第9条 業務を受諾したまちづくり専門家は、当該業務が終了した後、速やかに品川区整備地域不燃化加速まちづくり専門家業務実績報告書(第6号様式)を区長に提出しなければならない。

(業務内容の確認と支払の決定)

第10条 区長は前条による業務実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、業務が適正に行われたと認められた場合は、その業務に対する報償金の支払を決定し、品川区整備地域不燃化加速まちづくり専門家報償金支払決定通知書(第7号様式)によりまちづくり専門家に通知するものとする。

(業務報償金支払の請求)

第11条 前条の規定による支払決定通知を受けたまちづくり専門家は、通知書の受領後速やかに品川区整備地域不燃化加速まちづくり専門家報償金支払請求書(第8号様式)により区長に業務に対する報償金の支払を請求するものとする。

2 区長は、前項の請求を受けたときは、速やかに報償金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第12条 区長は、第7条の規定によるまちづくり専門家派遣対象確認通知を受けた者の申請内容に虚偽の記載がなされるなどの不正な手段があった場合、当該決定を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定により決定を取り消した場合において、既にまちづくり専門家が当該決定に係る業務を終了していたときは、当該決定を取り消された者に対して報償金に相当する額の支払を求めることができる。

(秘密の保持)

第13条 まちづくり専門家は、個人情報の保護に関する法律、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律および品川区個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき個人情報の保護を図るとともに、その取扱いは別紙「個人情報を取り扱う委託契約の特記事項」に定めるところに基づき処理しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるほか、この支援事業の運用に必要な事項については、その必要に応じて別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度品川区予算に係る助成金から適用する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和7年度品川区予算に係る助成金の交付に関しては、その手続終了までの間、なお効力を有する。